

婦人兒童賣買

○婦人及び兒童の賣買禁止に關する國際條約(一九二一年九月三十日ジュネーヴ)

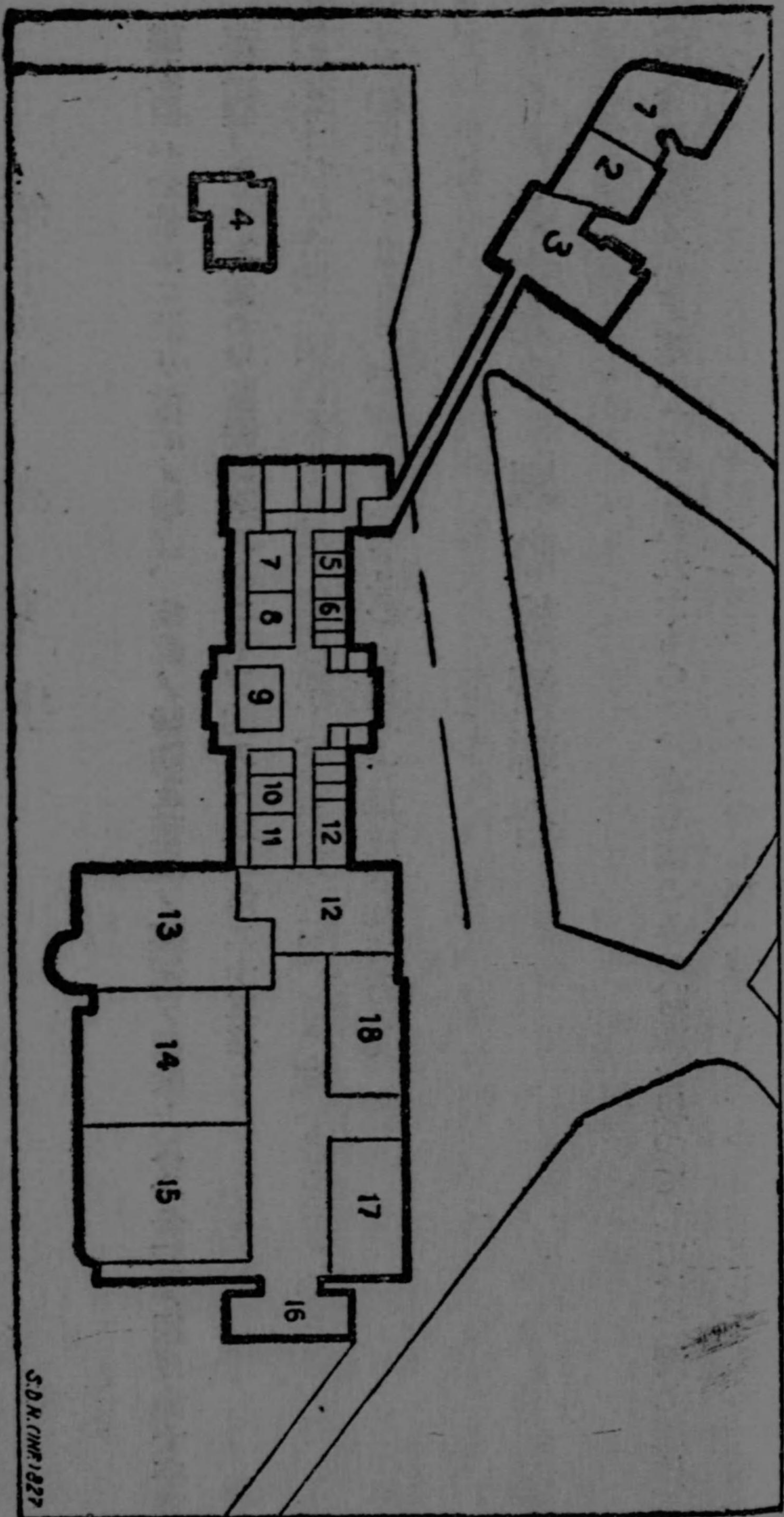
○成年婦人賣買禁遏國際條約(一九三三年十月十一日ジュネーヴ)

### 第十七章 國際事務局

一般條約ニ依ル既設ノ國際事務局ハ當該條約當事國ノ承諾アルニ於テハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セシムヘシ國際利害關係事項處理ノ爲今後設ケラルヘキ國際事務局及委員會ハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セシムヘキモノトス(規約第二十四條第一項)

本條に基いて目下左の如き六つの國際事務局が聯盟の指揮の下に置かれてある。即ち、國際航空委員會、國際水路局、アフリカに於ける酒類取引取締の爲めの國際事務局、外國人救助に關する國際調査情報局、ナンセン避難民事務局及び國際博覽會事務局是である。これ等の事務局は聯盟事務局内の特に關係ある技術的各部若しくは國際事務局部と常に接觸を保つてゐる。

更に又、一九二一年六月二十七日の理事會の決定に基き、國際事務局部は「國際團體便覽」(Handbook of International Organizations)及び「Bulletin of Information on the Work of Inter-



#### 國際聯盟現建物

- 1 第三別館(Gautier)
- 2 第二別館(Pâquis)
- 3 第一別館(Rothschild)
- 4 附屬獨立事務所 (Villa Beauregard)
- 5 發送部
- 6 スキス聯邦郵便局
- 7 文書配給部
- 8 B委員會室
- 9 C委員會室
- 10 D委員會室
- 11 F委員會室
- 12 圖書館
- 13 理事會室
- 14 G委員會室
- 15 H委員會室
- 16 電話交換室
- 17 新聞通信員室
- 18 L委員會室



national Organizations” を通じて各種の民間團體に關する資料のセンターとしての役割をつとめてゐる。前者は各種の團體の構成及び目的を示せるもので、後者には諸種の國際會議に關する記事が掲載されてある。

## 第十八章 赤十字

聯盟國ハ全世界ニ亘リ健康ノ増進、疾病ノ豫防及苦痛ノ輕減ヲ目的トスル公認ノ國民赤十字黨志機關ノ設立及協力ヲ獎勵促進スルコトヲ約ス（規約第二十五條）

國際赤十字は各國の國內赤十字社、國際赤十字委員會（122, rue de Lausanne, Geneva）及び赤十字社聯盟（2, avenue Velasquez, Paris）を以つて構成されてゐる。

## 第十九章 國際救濟聯合會

本聯合は國際條約に基いて設けられたもので、當事國のみの財源を以つてしては救濟し能はざる程の大天災（洪水若しくは地震）に遭つた人々に對し第一救助をなすを目的としてゐる。斯か

る場合、右聯合は國際的救助の調整を計る爲め機關と資金とを提供する。右聯合加盟國は國際聯盟の年次分擔金の比率（一乃至一〇五）に應じ一單位當り七百スイス・フランを聯合創立資金として納付する。聯合は更に民間有志よりの寄附を受け得る。聯合に於ては諸國は各自の國內赤十字を以つて代表され、聯合の機關は總會及び執行委員會（總會の任命に依る）を以つて構成されてゐる。本聯合の事務所は國際聯盟内に置かれて在る（即ち 122, rue de Lausanne, Geneva）。本條約は一九三二年九月二十八日に効力を發した。救濟聯合の中央及び常設的事業は國際赤十字委員會及び赤十字聯盟の合同的決定に従ふこととなつてゐる。

## 第二十章 科學的國際管理協會

科學的國際管理協會はジュネーヴ市（2, Boulevard du Théâtre）に在る。

同協會は國際勞動機關の勞働理事會、Twentieth Century Fund 及び國際的科學管理委員會間の協定に基いて設立されたもので、科學的管理方法の發展を促進せしめる爲めのものである。同協會は特別の理事會に依り指導されてゐる。



## 第二十一章 公 表

締約國ハ

戦争ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ

各國同ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ

各國政府同ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ

組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ

以テ國際協力ヲ促進シ且各國同ノ平和安寧ヲ完成セムカ爲

茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス(聯盟規約前文)

指導力を有する輿論をしてその勢力を發揮せしめる爲め、聯盟問題に關する事情を最大限度に公表することに依り聯盟規約前文中の右の點の効果を發揮することになる。聯盟の機能を意の儘に活かせる爲めに輿論の極めて緊要なることは聯盟總會及び理事會に於て繰返し強調されたところである。

次の方策を用ふることに依り聯盟問題の最大限度の公表を圖り得る。即ち

(1) 國際聯盟の總會、理事會、各種の委員會及び諸會議の會合を出來得る限り公開すること。

(2) 聯盟の諸會合の議事録並に一切の聯盟の報告書及びその他の文書の出版(聯盟の議事に關する主要な解説は月刊の聯盟公報(Official Journal)に再録される)。

(3) 前年度に於いて聯盟が遂行せる事業に關する聯盟事務總長の年次報告書の出版。

(4) 一切の條約を聯盟事務局に登録するの義務(規約第十八條)及びそれら一切の條約の公表。

(5) 軍備年鑑、武器、彈藥の取引に關する統計月報、統計年鑑、通貨、中央銀行、國家財政及び國際貿易に關する調書、並に幾多の特殊問題に關する特別の調書の如き、定期的の國際的資料を事務局の各部が夫々蒐集し出版すること。

(6) 新聞に與へる廣汎な取計ひ。

一九三二年、聯盟總會は國際間の平和、及び各國間の良好なる了解を目論み、虚報傳播問題を審議した。尙ほその際總會は聯盟知識の普及問題に關する聯盟の態度を次の如き文言に於て再度強調した。即ち

「總會は

聯盟の諸會合を出來得る限り充分に公開すべきことを唱道す

國際聯盟の凡ての委員會議長に對し書類の可及的迅速且つ完全なる配布方に就き好意ある考



慮を拂はんことを從遵す

事務局に於て、國際聯盟の事業に關する出来る丈充分なる情報を新聞に對し迅速に提供する  
ことに就いてその促進状態を手の及ぶ限り繼續的に注意すべき様希望す」

一九三二年度の聯盟の出版費は百三十萬五千四十六スミス・フランでその中の三十二萬五千九百七十八スミス・フランは軍縮會議の書類に關するものである。英語及び佛語に依る聯盟出版物は聯盟國、新聞及び國際聯盟の事業につき積極的に公衆に知らせんとする各種の民間團體及び個人に對し一定部數に限り無料で配布される。

## 第二十二章 出版物販賣部 — カタログ —

聯盟事務局内の出版物販賣部は殆んど世界各國に代理部を有してゐる。一九三二年度の聯盟出版物賣上高は二十九萬五千五百四十八スミス・フランに上つた。販賣部は聯盟刊行物のカタログを出版し絶えず新らしく改訂してゐる。これは照會に依り出版部から送付する事となつてゐる。事務局圖書館も亦聯盟出版物の簡単な便覽を發行してゐるが、これも求めに應じて配付されてゐる。

## 第二十三章 新聞

一九三二年度に於ける聯盟公認の常置新聞記者は三十五箇國よりの百十六名であつた。總會、理事會及び大規模の聯盟會議開催期間中はこの數が三四百に増加する。事務局は一九三二年中軍縮會議の爲め六百枚の新聞記者票を發行した。斯かる際には全世界の大新聞及び通信社の殆んど總てが代表されてゐる。(ジュネーヴには二十五の支局が常置されてゐる)。

一九二一年聯盟に公認された新聞記者の協會が創立された(事務所は 107, rue de Lausanne, Geneva)。右協會は目下百九十二名の會員を有し、會員と聯盟との關係に於ける彼等の職業的利益を代表する使命をも有してゐる。

## 第二十四章 情報部及びその支局

聯盟事務局情報部はロンドン(16, Northumberland Avenue, W. C. 2) ヴェン(35, rue Vernet)、ローブ(Villa Aldobrandini, Via Panispera, 28)、東京(丸の内仲十三號館)及びボンベイ(Improve-ment Trust Building, Esplanade Road)に支局を有してゐる。これ等の事務所は聯盟とその活動に關



する情報配布のセンターとなつてゐる。更に又事務局は多數の諸國、特にラテン・アメリカ諸國ラパス(ボリヴィア)、サンチアゴ(チリ)、ボゴタ(コロンビア)、テグシガルバ(ホンデュラス)、メキシコ(メキシコ)、アスンシオン(パラグアイ)及びヘーグに聯絡員を置いてゐる。

情報部は規則的にコミュニケを発表し、聯盟の事業に關する説明書、聯盟の事業に關する月報("Monthly Summary") (智恵古、英、佛、獨、伊及び西の六箇國語にて)、聯盟の諸機關及びその活動の各局面に就いてのパンフレット、講義及び學校用のアルバム及び圖解入りの表等の製作に當つてゐる。一九三〇年には「聯盟政治の現勢」("Ten Years of International Co-operation")と題する書物を刊行した。右には第一次事務總長たるサー・イーリック・ドラモンドの序文が收められてある。「ニュース・フオア・オーヴァーシーズ」と題する刊行物はヨーロッパ以外の諸國の爲めに英、佛、西の三箇國語を以つて毎月發行される。

情報部中には寫眞、フィルム及び幻燈を取扱ふ部があり、又毎週聯盟の短波長放送局より全世界に向けて聯盟の活動に關するラヂオ講演を行つてゐる。

## 第二十五章 民間團體との聯絡

聯盟事務局は國際聯盟の事業の或部分に就いて又は全部に關して關係を有する多くの民間の國內的の又は國際的の團體と絶えず聯絡を保つてゐる。これらの民間團體は聯盟の人道的及び専門的事業の促進に多大の寄與を爲すものである。事務局の職員を通常これら民間團體の會議に派遣する習はしである。

國內の各方面に於て有名なる人士のジュネーヴ來訪に當つて、聯盟及び聯盟の各種の會議は聯盟圖書館が附與せる便宜と同様に及ぶ限りの機會を與へてゐる。その結果、これ等の人士は自身の關係せる特殊部門に關する聯盟の活動を認識するに至るのである。

### テンポラリー・コラボレーター

聯盟總會は聯盟情報部に對し、國際聯盟の機關及び事業を研究する機會を與へる爲めに毎年二十名乃至三十名のテンポラリー・コラボレーターをジュネーヴに招くための豫算を可決した。一九三二年の終までには百六十七名のテンポラリー・コラボレーターが世界の多數の國々より來りジュネーヴに於て研究した。

## 第二十六章 聯盟圖書館



聯盟の圖書館は國際問題の各部門及び聯盟の事業に關する書籍及び資料を専門的に分類してゐる。圖書館は國際問題に關する専門家、研究生、新聞記者及び教育家にとつて研究の中心地となつた。圖書館は法律、政治、經濟及び財政問題に關する所藏文獻に就いての一切の質問に答へる爲めの特別の情報部を有してゐる。十五萬冊の藏書を有し、各種の文獻目錄を出してゐる。ジェイ・デイ・ロツクフェラー氏 (Mr. J. D. Rockefeller, jr.) からの二百萬弗の好意ある寄附のお蔭で圖書館の設備及び事務上の改善が出来た。

圖書館は午前九時より午後一時まで並に午後二時より六時まで開館してゐる。但し、聯盟の事業に關係ある問題を研究する人々にのみ限られてゐる。この種の人々は圖書館員に書面を以つて申込みば許可證を入手し得る。

## 第二十七章 聯盟無電局 (Radio-Nations)

國際聯盟はジュネーヴ近郊のブランジアン (Prangins) に放送局を有してゐる。この放送局は二十キロワットの短波の送信機二基より成り、これは直接一般兩種の送電設備に依る放送を可能ならしめる。その短波装置は聯盟をして全世界との接觸を容易ならしめてゐる。この放送局の費

用は二百四十萬スイス・フランにして、その中の百五十萬スイス・フランはソシエテ・ラヂオ・スイス (Société Radio-Suisse) の提供に係り、右會社は放送局の純然たる商業上の方面に關し責任を有してゐるのである。國際聯盟は聯盟國との通信及び各國代表部の通信の爲め本放送局の使用權を保有してゐる。

緊急時に於いては右放送局は直ちに聯盟の管理下に移り、聯盟はソシエテ・ラヂオ・スイスの職員並に機關を利用し得るのである。ラヂオ・スイスに屬し且つ同一建物内にある中波長無電局は若しヨーロッパ諸國との通信が必要なりと思惟された場合は又聯盟の管理下におかれるのである。

一九三二年九月二十五日以來ブランジアンの聯盟放送局ラヂオ・ネーションスから毎日曜日國際聯盟の活動に關し放送が行はれてゐる。

アナウンスは夜間の十一時 (中央ヨーロッパの時間) より十一時十五分迄英語で、十一時十五分より十一時三十分迄フランス語で、十一時三十分より十一時四十五分までスペイン語にて、その波長は四〇・三乃至二〇・六四メートルである。

## 第二十八章 國際聯盟會館新築



聯盟、聯盟職員又ハ聯盟會議參列代表者ノ使用スル建物其ノ他ノ財産ハ之ヲ不可侵トス（規約第七條第五項）

聯盟事務局は最初一九一九年ロンドンに所在し、マルボロー侯 (Duke of Marlborough) の舊邸 (London, Sunderland House, Curzon Street) にあつた。

一九二〇年十月事務局はジュネーヴに移され、舊ホテル・ナシオナル (Hotel National) に居を占めた。次いで聯盟はその近くに他の建物を得てこれを使用した。一九二〇年より一九三〇年迄聯盟總會はジュネーヴ宗教會館 (Salle de la Reformation) に於いて開かれた。一九三一年九月以來右總會はサール・ド・コンセイユ・ジェネラル (Salle du Conseil General) に於いて行はれた。然しながら一九三二年及び三三年の日支紛争事件處理の爲めの特別總會の或會合は軍縮會議のためジュネーヴ州當局が聯盟に提供せる建物に於いて行はれた。この建物は聯盟事務局に近接してゐる。

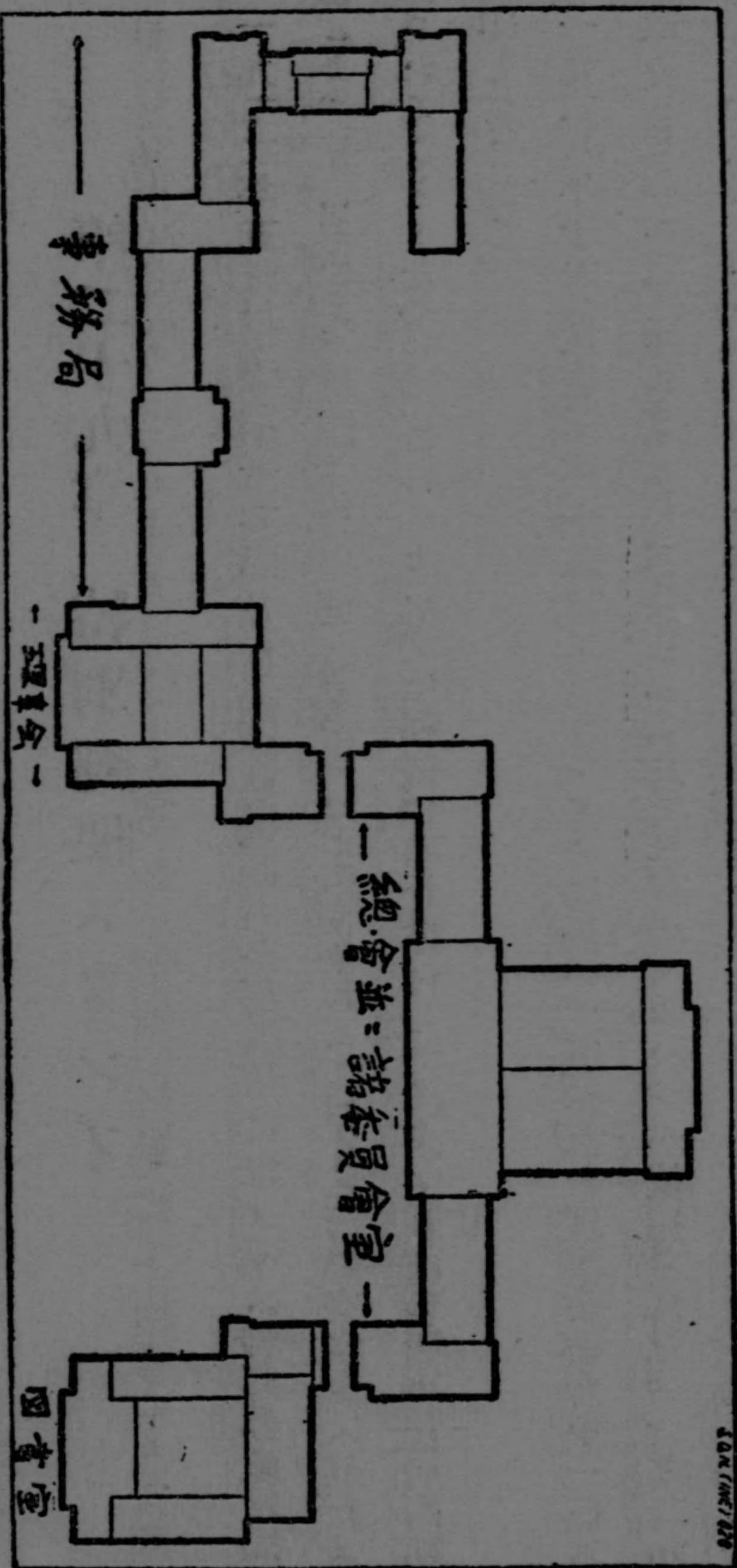
聯盟理事會の會合は一般に事務局内に於いて行はれる。

一九二四年聯盟總會は總會及び事務局の爲めに新會館建造を決定した。このプランは國際的設計懸賞募集の結果理事會の選任せる建築家に依つて準備されたが、その後ジョン・ロツクフェーラ氏が圖書館建築費用として二百萬弗を寄贈せることに依り多少の修正が加へられた。建築工事は

一九三〇年に著手せられ、各種建築物は一九三五年迄には竣工を遂げる筈である。

聯盟事務局の建物は一般に午後一時より二時半迄の間訪問を受けける。訪問者は本館 (rue des Pagnis) の受付に申出られ度し。

國際聯盟新館





## 第二十九章 特別郵便スタンプ

一九二二年五月以來聯盟事務局及び國際勞働局の公用通信にはスキス聯邦郵政當局に依つて“Société des Nations”及び“S. d. N. Bureau International du Travail”の文字を入れたスタンプが捺されることとなつた。このスタンプは郵便切手を貼付して請求すれば聯盟事務局内郵便局にて捺印してくれる。

一九二八年十二月十日—十五日に亘りルガノに於いて開かれた理事會會合中一般スキス切手には“Conseil de la Société des Nations à Lugano”のスタンプが使用された。一九二九年六月十日より十五日までマドリッドに開かれた理事會會合中もルガノ理事會會合中使用されたと同様のスタンプが用ひられた。

一九三二年二月軍縮會議のためにスキス聯邦當局の發行せる特別記念スタンプ中に“Société des Nations”なる印が捺され、これらは事務局の公用通信に用ひられた。同様のスタンプにして“Société des Nations”の捺されてゐないものは通常一般通信用として公衆に販賣された。

## 第三十章 聯盟略史

### 一九一八年

一月 八日 ウイルソン大統領は、そのメッセージに於て世界平和の基礎となるべき十四箇條を掲ぐ。その第十四條次の如し。

「大國も小國と同様にその政治的獨立及び領土的自主權を相互に保障する目的を以つて特殊の規約の下に一般的國民聯合を構成すべし」

### 一九一九年

一月二十五日 平和會議はその本會議に於て國際聯盟創設の提案を受諾す。

一月二十七日 聯盟規約を起草すべき委員會設けらる。

四月二十八日 平和會議は米國大統領の動議に基き聯盟規約草案を全會一致採擇す。

六月 十日 サイ・イリツク・ドラモンドは行政部の職能に關し覺書を提出す。之と同時に聯盟事務局ロンドンに設けらる。

六月二十八日 ヴェルサイユ條約調印さる。同條約の第一編第一條乃至第二十六條並にその他平



和條約は國際聯盟規約を包含す(對獨逸)。

九月十日 サンヂエルマン條約の調印(對オーストリア)。

十一月二十七日 ヌイイ條約の調印(對ブルガリア)。

### 一九二〇年

一月十日 ヴエルサイユ條約及び國際聯盟規約の効力發生。

一月十六日 第一回聯盟理事會バリに開催。

二月十三日 理事會は少數民族の保護に關し之に依囑されたる任務を受諾す。

四月十三日—十七日 國際衛生會議開催(ロンドン)。

六月四日 トリアヤン條約の調印(對ハンガリー)。

六月十六日 常設國際司法裁判所を設立する爲めの國際法律家委員會開かる(ヘーグ)。

六月二十四日 サンヂエルマン條約効力發生。

六月二十六日 トリアノン條約の効力發生。

八月九日 ヌイイ條約の効力發生。

九月二十四日 國際財政會議開催(ブラッセル)。

十月十一日—十五日 統計家國際委員會開催(バリ)。

十月十五日—二十一日 國際旅券會議開催(バリ)。

十一月一日 國際聯盟の所在地ロンドンよりジュネーヴに移さる。

十一月十五日 第一回聯盟總會米國大統領ウッドロー・ウイルソン氏に依つてジュネーヴに招集

さる。四十一箇國代表參加。

十一月十七日 理事會は經濟財政委員會を任命す。同委員會は一九二一年財政委員會及び經濟委

員會の二委員會に分る。

十二月一日 理事會は常設委任統治委員會の任命を承認す。

十二月十三日 聯盟總會は常設國際司法裁判所規程草案を承認す。

十二月十五日 オーストリアの加入。

十二月十六日 ブルガリア、コスタ・リカ、フィンランド及びルクセンブルグの加入。

十二月十七日 アルバニアの加入。

### 一九二一年

三月十日 第一回交通通過一般會議開催(バルセローナ)。

六月三十日 婦人兒童賣買國際會議開催(ジュネーヴ)。

八月二十二日—二十四日 ロシア避難民救助會議開催(ジュネーヴ)。



- 九月 二日 常設國際司法裁判所規程の效力發生。
- 九月二十二日 ラトヴィア、リツアニア及びエストニアの加入。
- 十月十日―二十日 アーランド島の中立化に関する會議開催。
- 十一月二十三日―二十六日 上部シレジアに関するドイツ、ポーランド會議開催。
- 十二月十二日―十四日 血清標準設定國際會議開催(ロンドン)。

一九二二年

- 一月二十二日 常設國際司法裁判所第一回會合。
- 二月 十四日 上部シレジアに関するドイツ、ポーランド會議開催(ジュネーヴ)。
- 三月二十日―二十八日 ヨーロッパ衛生會議開催(ワルソー)。
- 七月三日―五日 ロシア避難民に對する身分證明書に関する政府代表會議(ロンドン)。
- 八月 十二日 常設國際司法裁判所第一回通常開廷。
- 九月 十八日 ハンガリーの加入。
- 九月二十五日 總會に依つて選舉される理事會理事數四名より六名に増加さる。
- 九月二十五日―二十七日 血清會議開催(ジュネーヴ)。
- 十月 四日 オーストリアの財政復興に関する議定書ジュネーヴにて調印さる。

十一月十五日 第二回交通通過一般會議開催(ジュネーヴ)。

一九二三年

- 五月十六日―十八日 衛生官交換に関する最終會議開催(ジュネーヴ)。
- 六月十五日―十六日 爲替手形に関する専門家會合(ヘーグ)。
- 七月十九日―二十一日 細菌學的治療の標準化に関する會議開催(エジンバラ)。
- 八月三十一日 猥褻刊行物に関する國際會議開催(ジュネーヴ)。
- 九月 十日 アイルランド自由國の加入。
- 九月 十九日 微毒血清反應會議開催。
- 九月二十八日 アビシニアの加入。
- 十月 一日 死亡統計會議開催。
- 十月十五日―十一月三日 關稅品目統一國際會議開催(ジュネーヴ)。
- 十一月二十日―二十六日 第二回血清標準設定會議開催(パリ)。
- 十二月二十七日 衛生官交換最終會議開催。

一九二四年

- (199) 三月十四日 ハンガリーの財政復興に関する議定書ジュネーヴにて調印さる。



- ✓ 七月十七日—十九日 官廳資料交換專門家會議開催。
- ✓ 九月二十四日—二十七日 赤痢豫防血清標準化會議開催。
- 九月二十九日 ドミニカ共和國の加入。

十月 一日 國際紛争の平和的處理に關する議定書を聯盟國の調印の爲め公開する旨の總會決議採擇さる。

- ✓ 十一月三日 第一回阿片會議開催。
- ✓ 十一月十七日 第二回阿片會議開催。
- 十二月二十四日 コスタ・リカ聯盟脫退を通告。

一九二五年

- ✓ 一月十二日 第一回阿片會議(續開)。
- ✓ 一月十九日 第二回阿片會議(續開)。
- ✓ 二月四日—十三日 國際衛生會議開催(シンガポール)。
- ✓ 三月 一日 シンガポールに東洋傳染病情報局(聯盟保健東局)開設さる。
- ✓ 五月 四日 武器取引に關する會議開催。
- ✓ 五月十九日—二十二日 嗜眠病國際會議開催(ロンドン)。

- ✓ 九月 三日 醫學治療及び診斷方法の標準化に關する第二回國際會議開催。
- 十一月二十日—二十七日 船舶噸數測量統一に關するヨーロッパ會議開催(パリ)。
- 十二月十四日 ロカルノ協定聯盟事務局に寄託さる。

一九二六年

- 一月十六日 學藝協力國際協會の開設。
- ✓ 五月 十日 國際衛生會議開催(パリ)。
- ✓ 五月十二日—十八日 旅券會議開催。
- 五月十八日 軍縮準備委員會第一回會合開かる(ジュネーヴ)。
- 六月十四日 ブラジル聯盟脫退を通告。
- 八月十九日—二十一日 情報局代表者會合。
- 九月 八日 ドイツの加入。ドイツ常任理事國となる。非常任理事國の數を六箇國より九箇國に増加。

- 九月 八日 ス페인聯盟脫退を通告。
- 九月二十五日 總會は奴隸條約を採擇。
- 十月二十八日—三十日 政府情報部長會合。



一九二七年

- ✓ 一月一日 コスタ・リカの聯盟脫退の效力發生。
  - ✓ 一月十四日―十五日 博物館代表者會議開催。
  - ✓ 一月十七日―二十一日 兒童の福祉に關する衛生専門家會議開催(パリ)。
  - ✓ 四月二十五日―三十日 恐水病國際會議開催(パリ)。
  - ✓ 五月四日―二十三日 國際經濟會議開催。
  - ✓ 六月七日―十一日 兒童福祉に關する衛生専門家會議開催(モンテヴェイデオ)。
  - ✓ 七月四日―十二日 國際救濟聯合設立會議開催。
  - ✓ 八月二十三日 第三回交通通過一般會議開催。
  - ✓ 八月二十四日―二十九日 新聞専門家國際會議開催。
  - ✓ 十月十七日 輸出入禁止制限撤廢會議に關する外交官會議開催。
  - ✓ 十月二十五日 傳染病情報に關する會議開催。
- 一九二八年
- ✓ 三月十四日―十七日 生皮及び獸骨の輸出禁止制限に關する會議開催。
  - 三月二十二日 スペイン政府は聯盟の事業に對し協力を繼續すべき旨を宣言。

四月十七日―十八日 國立大學總長會合(パリ)。

五月三十日 ローマ私法統一國際協會開設。

六月十三日 ブラジルの聯盟脫退の效力發生。

✓ 六月二十九日 生皮及び獸骨の輸出禁止制限に關する第二回會議開催。

✓ 七月三日―十一日 輸出入禁止制限撤廢會議に關する第二回會議。

✓ 九月五日 ローマ教育映畫國際協會開設。

九月二十六日 第十一回總會は國際紛争平和的處理に關する一般議定書を採擇。

✓ 十月七日―十四日 民衆藝術國際會議開催(ブラーグ)。

✓ 十月十五日―十八日 BCG方法による肺結核種痘療法の研究に關する専門家會議開催。

十月二十二日―三十一日 二重課税及び脱税に關する政府専門家一般會合。

✓ 十一月五日―七日 第二回嗜眠病國際會議開催(パリ)。

✓ 十一月二十六日 經濟統計に關する國際會議開催。

一九二九年

- ✓ 四月九日―二十日 通貨偽造防止國際會議開催。
- ✓ 六月十日―十四日 旅行移民の通過票(旅券に代はるべき)に關する會議開催。



- 八月十六日 紛争平和的處理に關する一般規程效力發生。
- 八月二十九日—九月十一日 生皮及び獸骨の輸出禁止制限に關する第三回會議開催。
- 九月四日—十三日 常設國際司法裁判所規程改正に關する會議開催。
- 十一月五日 外國人待遇國際會議開催(パリ)。
- 十一月二十五日—二十九日 新聞及び定期刊行物輸送に關するヨーロッパ會議開催。
- 十二月五日—二十日 輸出入禁止制限撤廢會議に關する會議。

一九三〇年

- 二月十七日 共同的經濟行動に關する豫備會議(所謂關稅休日會議)開催。
- 三月十三日 國際法典編纂會議開催(ヘーグ)。
- 五月十三日 六月七日 爲替手形、約束手形及び小切手に關する法律統一に關する國際會議開催。
- 六月 七日 フランスに於ける衛生官交換に關する最終會議開催。
- 七月十二日 兒童福祉專門家會議開催(リマ)。
- 七月二十六日 血液型に關する研究所會議。
- 八月四日—五日 微毒血清反應の實驗研究に關する會議開催。
- 九月二十三日 ヨーロッパ聯合調査委員會第一回會合。

九月二十九日 聯盟總會は被侵略國財政援助條約を採擇。

九月三十日 ナンセン避難民國際事務局の設立。

十月二十七日 農村衛生センターに關する會議開催(ブタペスト)。

十月六日—二十三日 浮標及び沿岸照明制度統一會議開催(リスボン)。

十一月十七日—十九日 共同的經濟行動に關する第二回國際會議開催。

十一月十七日 河川法統一會議開催。

一九三一年

- 一月十六日—二十一日 ヨーロッパ聯合調査委員會開かる。
- 二月二十三日 爲替手形、約束手形及び小切手法統一國際會議開催。
- 二月二十三日—二十五日 穀物ストックの處分に關する會議開催(パリ)。
- 二月二十六日—二十八日 農産物生産過剩、防止方法の研究に關する會議開催(パリ)。
- 三月四日—七日 偽造通貨防止に關する中央警察當局會議開催。
- 三月十六日—十八日 共同的經濟行動に關する國際會議第二回會期開かる。
- 三月十六日—三十日 道路交通に關するヨーロッパ會議開催。
- 五月二十七日 痲藥類製造制限及び分配統制に關する會議開催。



- 六月十七日—二十日 チフテリヤ及び猖紅熱の免疫に関する専門家會合(ロンドン)。
  - 六月十七日—二十日 ビタミン標準化に関する國際會議(ロンドン)。
  - 六月二十九日 農村衛生會議開催。
  - 九月 八日 總會はメキシコの聯盟加入を勧誘する旨の決議を採擇。
  - 九月二十六日 總會は戰爭防止方法強化に関する一般條約を採擇。
  - 十月十二日 第四回交通通過一般會議開催。
  - 十一月九日—二十七日 阿片吸飲防止會議開催(バンコック)。
- 一九三二年
- 一月十一日—十四日 政府情報部及び新聞代表者會議開催(コペンハーゲン)。
  - 三月 三日 日支紛争に関する臨時聯盟總會ジュネーヴに開かる。
  - 五月二十三日—二十七日 國際關係の科學的研究協會會議開催(ミラン)。
  - 七月 十八日 トルコの聯盟加入。
  - 九月 四日 リットン報告書署名さる(北京ドイツ病院にて)。
  - 十月 三日 イラツクの聯盟加入。
  - 十二月十四日 メキシコ聯盟脱退を通告。

一九三三年

- 二月二十四日 日支紛争審議の爲めの臨時總會は聯盟規約第十五條第四項による報告書を採擇。
- 三月 十八日 理事會はコロンビア、ペルー紛争を終熄せしむる爲め規約第十五條第四項に依る報告書を採擇。
- 三月二十七日 日本聯盟脱退を通告。
- 五月二十五日 コロンビア、ペルーは一九三三年三月十八日の報告書中理事會に依て提案されたる解決方法の實行方法を受諾したる協定に調印す。
- 六月 十二日 世界通貨經濟會議(ロンドン)。
- 七月二十七日 ロンドン通貨經濟會議事業中止さる。
- 九月二十六日 アルゼンチン國會が聯盟規約を承認したる旨同國政府より事務總長宛通告。
- 十月 五日 教育的性質を有するフィルムの國際的流通を容易ならしめるための會議開催。
- 十月 九日 成年婦女賣買禁遏に関する外交官會議開催。
- 十月十一日 成年婦女賣買禁遏國際條約締結。
- 十月二十一日 ドイツ聯盟脱退を通告。
- 十一月三日 ポリヴィア、パラグアイ紛争を解決せしめるため理事會の任命したるチャコ委員



會南米に到着。

十一月九日 政府情報部及び新聞代表者會議開催(マドリッド)。

一九三四年

一月二十三日 米國政府は他の聯盟國と同様米國が締結したる條約を總て聯盟事務局に登録する旨通告し來る。

五月五日 メキシコは聯盟脫退通告を撤回す。

五月九日 チャコ委員會報告書を聯盟に提出。

五月十四日 日支問題諮問委員會を開く。

五月十七日 ライヒマン博士は對支技術援助に關する報告書を理事會に提出。

五月十九日 理事會はコロンビア、ベルー間に最終的協定成立したる旨の通告を了承す。

八月二十四日 成年婦人賣買禁遏國際條約効力發生。

九月十八日 ソヴェエツト・ロシア聯盟に加入す、同時に常任理事國に選舉さる。

九月二十七日 アフガニスタン聯盟に加入。

軍縮會議

一九三一年

一月二十四日 理事會は軍縮會議の招集を決定。

一九三二年

二月二日 ジュネーヴにて軍縮會議開催。

二月六日 會議は各國際團體より提出の訴願を受理す。

二月二日—二十四日 一般討議を開く、各代表提案を提出す。

二月九日 一般委員會設けられる。

四月二十二日 一般委員會は質的軍縮の原則を受諾したる決議を採擇す。

六月二十二日 フーヴァー大統領軍縮提案を提出。

六月二十二日 會議第一段階終了す。一般委員會は採擇されたる決定を要約し、且つ將來の事業プログラムを定めたる決議を採擇す。

ドイツ代表は將來に於いて會議と協力する爲めの必須的條件を宣言す。

七月二十三日 軍備休日を一九三二年十一月一日より四箇月間更新するに決定。

九月十四日 ドイツ政府は會議脫退に決したる旨を會議議長に通告。

九月二十一日 會議再開。



十一月四日 フランス政府軍縮案を提出。

十二月十三日—十四日 一般委員會は權利の平等及び安全保障問題に關し、ドイツ、英國、フラ

ンス、イタリー及び米國間に協定成立したる旨の通告を受く。

ドイツはこの協定の結果會議に復歸す。

一九三三年

三月十六日 英國代表は軍縮條約草案を提出。

六月二十九日 議長指揮の下に交渉を行ふため會議の事業を延期。

十月十四日 幹部會會合、ドイツ會議より再び脱退。

十一月二十二日 一般委員會の開會を一九三四年一月に延期す。

一九三四年

一月—三月 一月の一般委員會は更に開催延期、この間側面的外交交渉行はれ、英、佛、伊三

國より各々覺書提出。

五月二十八日 幹部會。

五月二十九日—六月十一日 一般委員會は安全保障委員會、履行保障委員會、航空委員會、武器

取引及び製造委員會の四特別委員會を設置す。

第三十一章 國際聯盟規約 (註)

締約國ハ

戰爭ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ

各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ

各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ

組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ

以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムカ爲

茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス

第一條

一、本規約附屬書列記ノ署名國及留保ナクシテ本規約ニ加盟スル該附屬書列記ノ爾餘諸國ヲ以テ  
國際聯盟ノ原聯盟國トス右加盟ハ本規約實施後二月以内ニ宣言書ヲ聯盟事務局ニ寄託シテ之ヲ  
爲スヘシ右ニ關シテハ一切ノ他ノ聯盟國ニ通告スヘキモノトス

二、附屬書ニ列記セサル國、領地又ハ植民地ニシテ完全ナル自治ヲ有スルモノハ其ノ加入ニ付聯



盟總會三分ノ二ノ同意ヲ得ルニ於テハ總テ聯盟國ト爲ルコトヲ得但シ其ノ國際義務遵守ノ誠意アルコトニ付有效ナル保障ヲ與ヘ且其ノ陸海及空軍ノ兵力其ノ他ノ軍備ニ關シ聯盟ノ定ムルコトアルヘキ準則ヲ受諾スルコトヲ要ス

三、聯盟國ハ二年ノ豫告ヲ以テ聯盟ヲ脫退スルコトヲ得但シ脫退ノ時迄ニ其ノ一切ノ國際上及本規約上ノ義務ハ履行セラレタルコトヲ要ス

第 二 條

本規約ニ依ル聯盟ノ行動ハ聯盟總會及聯盟理事會並附屬ノ常設聯盟事務局ニ依リテ之ヲ爲スヘキモノトス

第 三 條

一、聯盟總會ハ聯盟國ノ代表者ヲ以テ組織ス

二、聯盟總會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ定期ニ及必要ニ應シ隨時之ヲ開ク

三、聯盟總會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議ニ於テ處理ス

四、聯盟國ハ聯盟總會ノ會議ニ於テ各一箇ノ表決權ヲ有スヘク且三名ヲ超エサル代表者ヲ出スコ

トヲ得

第 四 條

一、聯盟理事會ハ主タル同盟及聯合國並他ノ四聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス該四聯盟國ハ聯盟總會其ノ裁量ニ依リ隨時之ヲ選定ス聯盟總會カ第一次ニ選定スル四聯盟國ニ於テ其ノ代表者ヲ任命スル迄ハ白耳義國、伯刺西爾國、西班牙國及希臘國ノ代表者ヲ以テ聯盟理事會員トス

二、聯盟理事會ハ聯盟總會ノ過半数ノ同意アルトキハ聯盟理事會ニ常ニ代表者ヲ出スヘキ聯盟國ヲ追加指定スルコトヲ得聯盟理事會ハ同會ニ代表セシムル爲聯盟總會ノ選定スヘキ聯盟國ノ數ヲ前同様ノ同意ヲ以テ増加スルコトヲ得

三、聯盟總會ハ聯盟理事會非常任代表國ノ選舉ニ關スル規則特ニソノ任期及再選ノ條件ニ關スル規則ヲ三分ノ二ノ多數ニヨリ定ムヘシ

四、聯盟理事會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ必要ニ應シ隨時ニ且ツ少クトモ毎年一回之ヲ開ク

五、聯盟理事會ニ代表セラレサル聯盟各國ハ特ニソノ利益ニ影響スル事項ノ審議中聯盟理事會會處理ス

五、聯盟理事會ニ代表セラレサル聯盟各國ハ特ニソノ利益ニ影響スル事項ノ審議中聯盟理事會會



議ニ理事會員トシテ列席スル代表者一名ノ派遣ヲ招請セラルヘシ  
六、聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟各國ハ聯盟理事會會議ニ於テ一箇ノ表決權ヲ有スヘク且一名ノ代表者ヲ出スコトヲ得

第五條

一、本規約中又ハ本條約ノ條項中別段ノ明文アル場合ヲ除クノ外聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ノ議決ハ其ノ會議ニ代表セラルル聯盟國全部ノ同意ヲ要ス  
二、聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ニ於ケル手續ニ關スル一切ノ事項ハ特殊事項調査委員ノ任命ト共ニ聯盟總會又ハ聯盟理事會之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ其ノ會議ニ代表セラルル聯盟國ノ過半數ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得

第六條

一、常設聯盟事務局ハ聯盟本部所在地ニ之ヲ設置ス聯盟事務局ニハ事務總長一名並必要ナル事務官及屬員ヲ置ク  
二、第一次ノ事務總長ハ附屬書ニ之ヲ指定シ爾後ノ事務總長ハ聯盟總會過半數ノ同意ヲ以テ聯盟理事會之ヲ任命ス

三、聯盟事務局ノ事務官及屬員ハ聯盟理事會ノ同意ヲ以テ事務總長之ヲ任命ス  
四、事務總長ハ聯盟總會及聯盟理事會ノ一切ノ會議ニ於テ其ノ資格ニテ行動ス  
五、聯盟ノ經費ハ聯盟總會ノ決定スル割合ニ從ヒ聯盟國之ヲ負擔ス

第七條

一、聯盟本部所在地ハ「ジュネーヴ」トス  
二、聯盟理事會ハ何時タリトモ其ノ議決ニ依リ他ノ地ヲ以テ聯盟本部所在地ト爲スコトヲ得  
三、聯盟ニ關シ又ハ之ニ附帶スル一切ノ地位ハ聯盟事務局ノ地位ト共ニ男女均シク之ニ就クコトヲ得

第八條

四、聯盟國代表者及聯盟職員ハ聯盟ノ事務ニ從事スル間外交官ノ特權及免除ヲ享有ス  
五、聯盟、聯盟職員又ハ聯盟會議參列代表者ノ使用スル建物其ノ他ノ財產ハ之ヲ不可侵トス  
一、聯盟國ハ平和維持ノ爲ニハ其ノ軍備ヲ國ノ安全及國際義務ヲ協同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮少スルノ必要アルコトヲ承認ス  
二、聯盟理事會ハ各國政府ノ審議及決定ニ資スル爲各國ノ地理的地位及諸般ノ事情ヲ參酌シテ軍備縮少ニ關スル案ヲ作成スヘシ



三、該案ハ少クトモ十年毎ニ再審議ニ付セラルヘク且更正セラルヘキモノトス  
 四、各國政府前記ノ案ヲ採用シタルトキハ聯盟理事會ノ同意アルニ非サレハ該案所定ノ軍備ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

五、聯盟國ハ民業ニ依ル兵器彈藥及軍用器材ノ製造力重大ナル非議ヲ免レサルモノナルコトヲ認ム仍テ聯盟理事會ハ該製造ニ伴フ弊害ヲ防遏シ得ヘキ方法ヲ具申スヘシ尤モ聯盟國中其ノ安全ニ必要ナル兵器彈藥及軍用器材ヲ製造シ得サルモノノ需要ニ關シテハ相當斟酌スヘキモノトス  
 六、聯盟國ハ其ノ軍備ノ規模、陸海及空軍ノ企畫並軍事上ノ目的ニ供用シ得ヘキ工業ノ狀況ニ關シ充分ニシテ隔意ナキ報道ヲ交換スヘキコトヲ約ス

第九條

第一條及第八條ノ規定ノ實行並陸海及空軍問題全般ニ關シテハ聯盟理事會ニ意見ヲ具申スヘキ  
 常務委員會ヲ設置スヘシ

第十條

聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス右侵略ノ場合又ハ他ノ脅威若ハ危險アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ

第十一條

一、戰爭又ハ戰爭ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ玆ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ招集スヘシ  
 二、國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セムトスル虞アルモノニ付聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ玆ニ聲明ス

第十二條

一、聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛爭發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後三月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス  
 二、本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁裁判官ノ判決又ハ司法裁判ノ判決ハ相當期間内ニ、聯盟理事會ノ報告ハ紛爭事件付託後六月以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條



一、聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付シ得ト認ムル紛争ヲ生シ其ノ紛争カ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事件全部ヲ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付スヘキコトヲ約ス

二、條約ノ解釋、國際法上ノ問題、國際義務ノ違反ト爲ルヘキ事實ノ存否並該違反ニ對スル賠償ノ範圍及性質ニ關スル紛争ハ一般ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付シ得ル事項ニ屬スルモノナルコトヲ聲明ス

三、審理ノ爲紛争事件ヲ付託スヘキ裁判所ハ第十四條ノ規定ニ依リ設立セラレタル常設國際司法裁判所又ハ當事國ノ合意ヲ以テ定メ若ハ當事國間ニ現存スル條約ノ規定ノ定ムル裁判所タルヘシ

四、聯盟國ハ一切ノ判決ヲ誠實ニ履行スヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

### 第十四條

聯盟理事會ハ常設國際司法裁判所設置案ヲ作成シ之ヲ聯盟國ノ採擇ニ付スヘシ該裁判所ハ國際的性質ヲ有スル一切ノ紛争ニシテ其ノ當事國ノ付託ニ係ルモノヲ裁判スルノ權限ヲ有ス尙該裁判所ハ聯盟理事會又ハ聯盟總會ノ諮問スル一切ノ紛争又ハ問題ニ關シ意見ヲ提出スルコトヲ得

### 第十五條

一、聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付セラレサルトキハ聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スヘキコトヲ約ス何レノ紛争當事國モ紛争ノ存在ヲ事務總長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得事務總長ハ之カ充分ナル取調及審理ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スモノトス

二、此ノ目的ノ爲紛争當事國ハ成ルヘク速ニ當該事件ニ關スル陳述書ヲ一切ノ關係事實及書類ト共ニ事務總長ニ提出スヘク聯盟理事會ハ直ニ其ノ公表ヲ命スルコトヲ得

三、聯盟理事會ハ紛争ノ解決ニ力ムヘク其ノ努力效ヲ奏シタルトキハ其ノ適當ト認ムル所ニ依リ當該紛争ニ關スル事實及説明並其ノ解決條件ヲ記載セル調書ヲ公表スヘシ

四、紛争解決ニ至ラサルトキハ聯盟理事會ハ全會一致又ハ過半数ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述ヘ公正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ

五、聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟國ハ何レモ當該紛争ノ事實及之ニ關スル自國ノ決定ニ付陳述書ヲ公表スルコトヲ得

六、聯盟理事會ノ報告書カ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟國ハ該報告書ノ勸告ニ應スル紛争當事國ニ對シ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス



- 七、聯盟理事會ニ於テ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟國ハ正義公道ヲ維持スル爲必要ト認ムル處置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス
- 八、紛争當事國ノ一國ニ於テ紛争カ國際法上專ラ該當事國ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ聯盟理事會之ヲ是認シタルトキハ聯盟理事會ハ其ノ旨ヲ報告シ且之カ解決ニ關シ何等ノ勸告ヲモ爲ササルモノトス
- 九、聯盟理事會ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ聯盟總會ニ移スコトヲ得紛争當事國一方ノ請求アリタルトキハ亦之ヲ聯盟總會ニ移スヘシ但シ右請求ハ紛争ヲ聯盟理事會ニ付託シタル後十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 一〇、聯盟理事會ノ行動及權限ニ關スル本條及第十二條ノ規定ハ聯盟總會ニ移シタル事件ニ關シ總テ之ヲ聯盟總會ノ行動及權能ニ適用ス但シ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ聯盟理事會ニ代表セララル聯盟各國代表者及爾餘過半數聯盟國代表者ノ同意ヲ得タル聯盟總會ノ報告書ハ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タル聯盟理事會ノ報告書ト同一ノ效力ヲ有スヘキモノトス

第十六條

- 一、第十二條、第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總

テノ聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハス他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス

- 二、聯盟理事會ハ前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護ノ爲使用スヘキ兵力ニ對スル聯盟各國ノ陸海又ハ空軍ノ分擔程度ヲ關係各國政府ニ提案スルノ義務アルモノトス

- 三、聯盟國ハ本條ニ依リ金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最少限度ニ止ムル爲相互ニ支持スヘキコト、聯盟ノ一國ニ對スル違約國ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル爲相互ニ支持スヘキコト並聯盟ノ約束擁護ノ爲協力スル聯盟國軍隊ノ版圖内通過ニ付必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

- 四、聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟國ニ付テハ聯盟理事會ニ代表セララル他ノ一切ノ聯盟國代表者ノ聯盟理事會ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ聲明スルコトヲ得

第十七條

- 一、聯盟國ト非聯盟國トノ間又ハ非聯盟國相互ノ間ニ紛争ヲ生シタルトキハ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ヲ該非聯盟國カ聯盟理事會ノ正當ト認ムル條件ヲ以テ受諾スルコトヲ之



ニ勸誘スヘシ勸誘ノ受諾アリタル場合ニ於テハ第十二條乃至第十六條ノ規定ハ聯盟理事會ニ於テ必要ト認ムル修正ヲ加ヘテ之ヲ適用ス

二、前項ノ勸誘ヲ爲シタルトキハ聯盟理事會ハ直ニ紛争事情ノ審査ヲ開始シ當該事情ノ下ニ於テ最善且最有效ト認ムル行動ヲ勸告スヘシ

三、勸誘ヲ受ケタル國カ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ノ受諾ヲ拒ミ聯盟國ニ對シ戦争ニ訴フル場合ニ於テハ第十六條ノ規定ハ該行動ヲ執ル國ニ之ヲ適用ス

四、勸誘ヲ受ケタル紛争當事國ノ雙方カ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ノ受諾ヲ拒ム場合ニ於テハ聯盟理事會ハ敵對行爲ヲ防止シ紛争ヲ解決スヘキ措置及勸告ヲ爲スコトヲ得

### 第十八條

聯盟國カ將來締結スヘキ一切ノ條約又ハ國際約定ハ直ニ之ヲ聯盟事務局ニ登録シ聯盟事務局ハ成ルヘク速ニ之ヲ公表スヘシ右條約又ハ國際約定ハ前記ノ登録ヲ了スル迄其ノ拘束力ヲ生スルコトナカルヘシ

### 第十九條

聯盟總會ハ適用不能ト爲リタル條約ノ再審議又ハ繼續ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ國際狀態ノ審議ヲ隨時聯盟國ニ懲憑スルコトヲ得

### 第二十條

一、聯盟國ハ本規約ノ條項ト兩立セサル聯盟國相互間ノ義務又ハ了解力各自國ニ關スル限り總テ本規約ニ依リ廢棄セラルヘキモノナルコトヲ承認シ且今後本規約ノ條項ト兩立セサル一切ノ約定ヲ締結セサルヘキコトヲ誓約ス

二、聯盟國ト爲ル以前本規約ノ條項ト兩立セサル義務ヲ負擔シタル聯盟國ハ直ニ該義務ノ解除ヲ得ルノ處置ヲ執ルコトヲ要ス

### 第二十一條

本規約ハ仲裁裁判條約ノ如キ國際約定又ハ「モンロー」主義ノ如キ一定ノ地域ニ關スル了解ニシテ平和ノ確保ヲ目的トスルモノノ效力ニ何等ノ影響ナキモノトス

### 第二十二條

一、今次ノ戦争ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル植民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争狀態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス

二、此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源、經驗又ハ



地理的位置ニ因リ最モ此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ

三、委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

四、從前土耳其帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言及援助ヲ受クヘキモノトス前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

五、他ノ人民殊ニ中央阿弗利加ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責ニ任スヘキ程度ニ在リ尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心及信教ノ自由ヲ許與シ、奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ並築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコトヲ保障シ且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

六、西南阿弗利加及南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狹小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス但シ受任國ハ土著人民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

七、各委任ノ場合ニ於テ受任國ハ其ノ委託地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スヘシ

八、受任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ豫メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ各場合ニ付之ヲ明定スヘシ

九、受任國ノ年報ヲ受理審査セシメ且委任ノ實行ニ關スル一切ノ事項ニ付聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲常設委員會ヲ設置スヘシ

### 第二十三條

聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラルヘキ國際條約ノ規定ニ遵由シ

(イ)自國內ニ於テ及其ノ通商產業關係ノ及フ一切ノ國ニ於テ男女及兒童ノ爲ニ公平ニシテ人道的ナル勞働條件ヲ確保スルニ力メ且之カ爲必要ナル國際機關ヲ設立維持スヘシ

(ロ)自國ノ監理ニ屬スル地域内ノ土著住民ニ對シ公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス

(ハ)婦人及兒童ノ賣買並阿片其ノ他ノ有害藥物ノ取引ニ關スル取極ノ實行ニ付一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ

(ニ)武器及彈藥ノ取引ヲ共通ノ利益上取締ルノ必要アル諸國トノ間ニ於ケル該取引ノ一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ

(ホ)交通及通過ノ自由並一切ノ聯盟國ノ通商ニ對スル衡平ナル待遇ヲ確保スル爲方法ヲ講ス



ヘシ右ニ關シテハ千九百十四年乃至千九百十八年ノ戰役中荒廢ニ歸シタル地方ノ特殊ノ事情ヲ考慮スヘシ

(ハ)疾病ノ豫防及撲滅ノ爲國際利害關係事項ニ付措置ヲ執ルニカムヘシ

第二十四條

一、一般條約ニ依ル既設ノ國際事務局ハ當該條約當事國ノ承諾アルニ於テハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セシムヘシ國際利害關係事項處理ノ爲今後設ケラルヘキ國際事務局及委員會ハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セシムヘキモノトス

二、一般條約ニ依リ規定セラレタル國際利害關係事項ニシテ國際事務局又ハ委員會ノ管理ニ屬セサルモノニ關シテハ聯盟事務局ハ當事國ノ請求ニ基キ聯盟理事會ノ同意ヲ得テ其ノ一切ノ關係情報ヲ蒐集頒布シ其ノ他必要又ハ望マシキ一切ノ援助ヲ與フヘシ

三、聯盟理事會ハ聯盟ノ指揮下ニ屬セシメタル事務局又ハ委員會ノ經費ヲ聯盟事務局ノ經費中ニ編入スルコトヲ得

第二十五條

聯盟國ハ全世界ニ亘リ健康ノ増進、疾病ノ豫防及苦痛ノ輕減ヲ目的トスル公認ノ國民赤十字篤志機關ノ設立及協力ヲ獎勵促進スルコトヲ約ス

第二十六條

一、本規約ノ改正ハ聯盟理事會ヲ構成スル代表者ヲ出ス聯盟各國及聯盟總會ヲ構成スル代表者ヲ出ス過半數聯盟國之ヲ批准シタルトキ其ノ效力ヲ生スルモノトス

二、右改正ハ之ニ不同意ヲ表シタル聯盟國ヲ拘束スルコトナシ但シ此ノ場合ニ於テ當該國ハ聯盟國タラサルニ至ルヘシ。

附 屬 書

一、國際聯盟原聯盟國

平和條約署名國

亞米利加合衆國	白耳義國	ボリヴィア國
伯刺西爾國	英帝國	加奈陀
濠太利	南阿弗利加	新西蘭
印度	支那國	玖馬國
エクアドル國	佛蘭西國	希臘國
グアテマラ國	ハイチ國	ヘチアーズ國
ホンヂュラス國	伊太利國	日本國



聯盟規約ニ加盟ヲ招請セラレタル國

- |         |                   |         |
|---------|-------------------|---------|
| リベリア國   | ニカラゲア國            | 巴奈馬國    |
| 秘露國     | 波蘭國               | 葡萄牙國    |
| 羅馬尼亞國   | セルブ・クロアイト・スロヴエーヌ國 |         |
| 暹羅國     | チエツコ・スロヴアキア國      |         |
| ウルグアイ國  |                   |         |
| 亞爾然丁國   | 智利國               | 哥倫比亞國   |
| 丁抹國     | 和蘭國               | 諾威國     |
| パラグアイ國  | 波斯國               | サルヴァドル國 |
| 西班牙國    | 瑞典國               | 瑞西國     |
| ヴェネズエラ國 |                   |         |

二、國際聯盟第一次事務總長 サー・ジエームス・イーリック・ドラモンド

(註)條文は一九二六年九月十六日第七回聯盟總會採擇の決議に従つて番號を附してある。この内改正第六條は一九二四年八月十三日、改正第十二、十三、十五條は一九二四年九月二十六日、改正第四條は一九二六年七月二十九日より效力を發生したものである。ゴヂツクの部分は改正されたることを示す。

10. 25

昭和九年十月二十五日印刷  
昭和九年十月二十九日發行

定價四十錢(送料四錢)

不許複製  
國際聯盟便覽

日本國際協會  
第九十二號

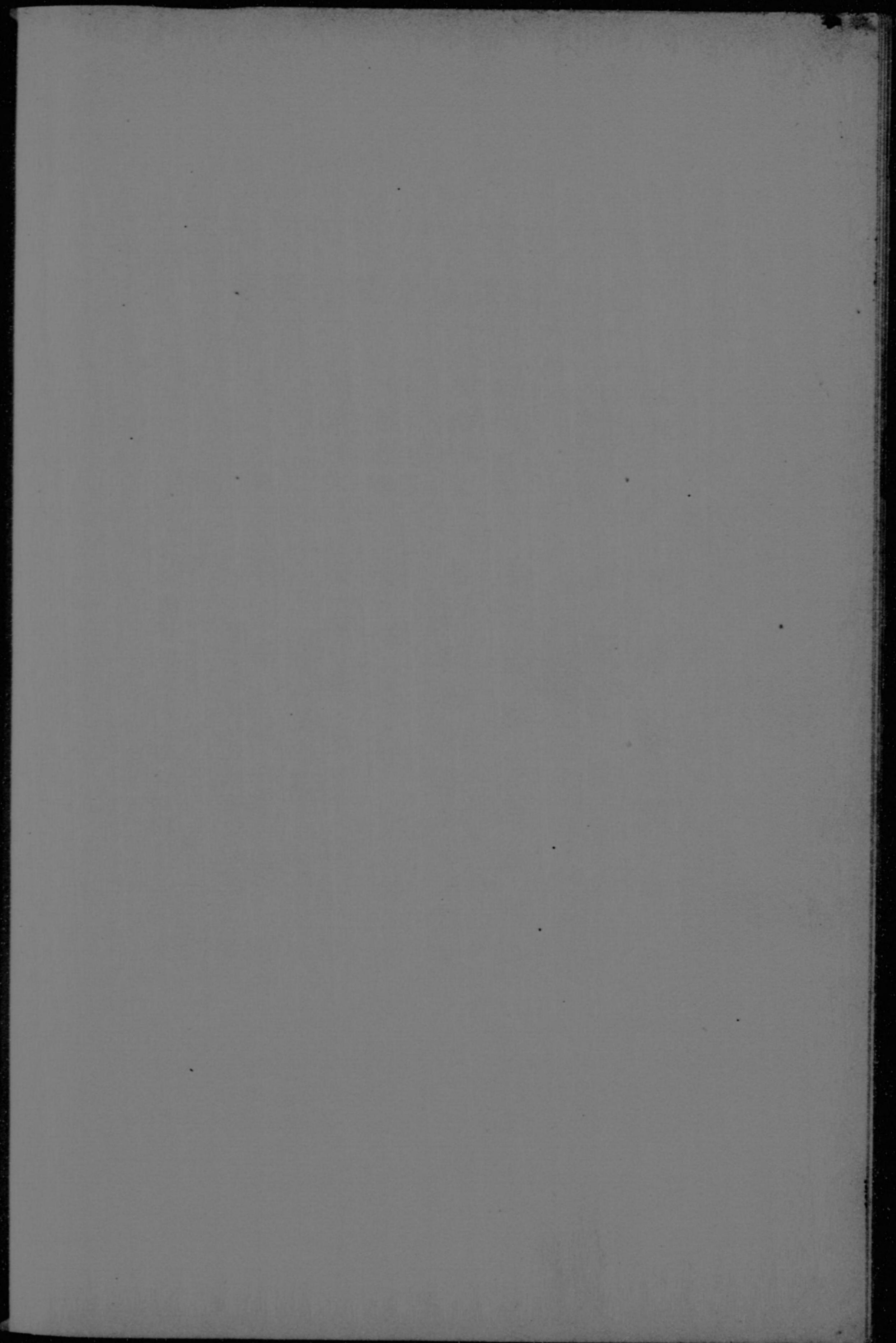
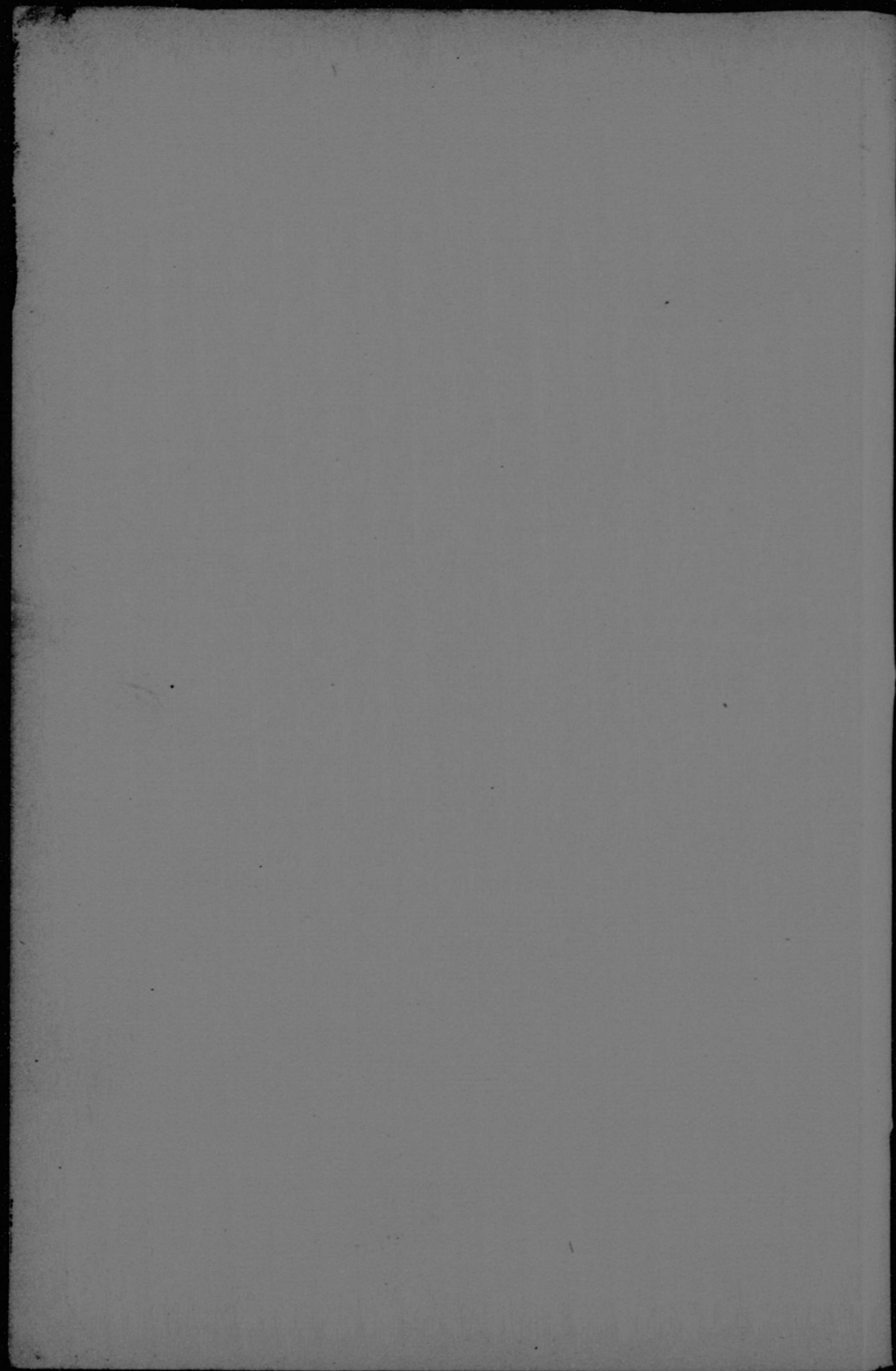
編輯人兼 發行人	赤松祐之
印刷人	中川二郎
印刷所	研文社

發行所  
東京市丸ノ内二ノ十二(振替東京五五一八三番)  
社団法人 日本國際協會















515  
52

129 軒



